

VNSダイレクトコール申込書【クレジットカード専用】 口座振替希望の方は別途郵送で申込書を送付いたします。

1枚目をファックス又は郵送にてお送り下さい。

送り先：ファックス 027-265-5411 このままお送り下さい

又は 〒379-2180 前橋市下阿内町 377-11 (株)チヨダコーポレーション VNS 宛

(株)チヨダコーポレーション御中

◇VNSダイレクトコールクレジットカードによる利用申込書 または ◇クレジットカード変更の届け

下記記載の約款に従い、サービスに申し込みます。

年 月 日

氏名 又は 法人名と担当者名			
住所	〒		
電話番号		ファックス番号	
連絡先電話番号		連絡用メールアドレス	
登録する電話番号 複数回線の登録ができます	— —	— —	— —
	— —	— —	— —
カード会員名 ローマ字			
カード番号	— — — —	— — — —	— — — —
カード有効期限	20 年 月	カード種類	VISA Master

クレジットカード支払い規約

1. 私が支払うべきVNSサービスの通料金を、私が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 私から解約の申し出をしない限り毎月の利用料金を継続して前項の通り支払います。
3. クレジットカードの契約内容に変更が生じたときには速やかに届出るものとします。
4. クレジットカードの会員資格を喪失した時やカード会社の判断により一方的にVNSサービス契約を解約されても異議はありません。

— 契約約款カード払い向け抜粋 —

(契約・申込)

【サービス申し込み】申し込み時には本申込書に記入し提出していただき、その際に支払方法をクレジットカードでの代行集金とし、同時にすることとします。当社で申し込みを承諾し、更に当社が契約している電話回線業者の管理する交換機システムに利用電話回線番号を登録できた場合に本サービスを提供し、同時にこの約款を適用します。

【申し込み不受理】申込者が料金その他の債務の支払いを怠り、またはそのおそれがあるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込を承諾しない事があります。前項における「当社が契約している電話回線業者の管理する交換機システムに利用電話回線番号を登録できた」という意味は、その登録が出来ない理由として、申し込み電話番号が既に他社契約済みの場合、申し込み電話番号が国際登録出来ない回線である場合、また契約先回線業者の登録規定において判断される場合があります。

【契約者情報変更の届出】氏名・住所・電話番号・支払い口座・契約クレジットカードの内容等に変更があった場合には速やかに届出るものとします。

【契約の解除】契約の解除をするときは、速やかに当社まで連絡をすることとします。解約受付後、回線が停止されるのは当社及び契約先の回線管理会社の直近の登録処理日に実施するものとします。まったく使わない期間が続いたときは自動的に解約することがあります。その期間は6ヶ月とします。料金未払い等が解消しない場合や連絡が取れない場合、本約款に違反していることが判明した場合、その他弊社の判断において契約を解消できることとします。

【約款の変更】当社は、この約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

【サービスの一時中止】電気通信設備の保守・工事等の場合にはサービスを中止することがあります。サービスの停止が事前に計画されている時には案内致しますが、事故時や緊急時はその限りではありません。又、国際回線に影響する国際的祝祭日に回線が混雑し一時的に利用が中止される場合があります。サービスが中止したことにより顧客に損害が発生した場合でも当社では一切責任を負わないものとします。当社は契約者から契約中断の申請があった時には、その受け付けを受理します。契約者の都合により自動振替が不能になった場合やクレジットカードが無効になった場合、また料金未払い等が発生した場合は当社の判断にて利用の中断をすることがあります。

【預託金】当社は契約の申込を受けた時に、当社の判断において預託金を預け入れていただく場合があります。金額は別途決定します。預託金は預け入れ期間中、無利子とします。預託金は解約時に請求金額が残っていた場合、その料金が充当し、残金が有れば返還します。

【裁判管轄】本契約およびこれらに関連する訴訟については当社・本社所在地の地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とし調停については当社・本社所在地の簡易裁判所とします。

(料金・支払い)

【計算方法】料金計算は別に定める料金表の1分あたりの単価に通話時間を乗じ小数点以下は四捨五入で算出します。通話ごとに計算して月間の利用料金を集計します。当月分の範囲は1日からその月の末日まで、または前月 26 日から当月 25 日までを利用期間とし、利用回線やプラン、申込時期等により当社が指定し契約者へ通知します。基本料金、ミニマムチャージ(最低料金)はありません。

【料金の支払い方法】毎月の利用料金は、当社が指定した締め日に清算し、翌月中旬に請求書を発行します。クレジットカードは、取扱カード会社をVISAカードまたはMaster Cardとします。当社から各カード会社への請求は利用翌月の16日以降から次の15日までの1ヶ月の間に行い、カード会社から契約者への請求期日はそれぞれのカード会社の条件に従うこととします。

【督促と延滞利息】契約時に定めた支払い方法に従い集金期日までに支払いがなされない時には、その後発生する通信費を含む請求にかかる一切の経費は契約者に負担していただきます。請求金額には支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(サービス内容)

【通話時間の測定】通話料金はかけた先の電話または電話に付随する設備と接続されてから課金開始とし、6秒ごとに計測します。

【サービスの制限】当社は通話サービスを提供するものとします。ファックス送信やデータ通信に関しては当社の提供する回線品質だけでなく相手国の通信環境、相手機器の状態、双方の機器相性、その他多くの要因により正常に動作が完了しない場合があります。このような通信を実施した結果、機器間の接続が確立した場合には通話状態と判定される為、通信の可否にかかわらず通話料金として課金されます。

(携帯電話・PHSから使うダイレクトコール)

携帯電話・PHS等からの利用方法も一般電話での利用方法に準じます。なお、料金単価は携帯電話・PHS用の別表とします。(2002.3.1 改定)・・・以上

チヨダコーポレーション使用欄 受付 処理